

北海道景観審議会

第 51 回会議 議事録

と き 令和 4 年(2022 年) 6 月 15 日 (水)
9 時 45 分～11 時 30 分
ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
かでの 2・7 710 会議室

出席委員 (R 4 . 6 . 15)

大西 希
小篠 隆生
岸本 太樹
高橋 真美
中村 真実
西田 郁子
二宮 直輝
長谷山 裕一
松田 裕子
村田 周一
村田 徹哉

計 11 名

1 開会

○平舘課長補佐 ただいまから「第 51 回北海道景観審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御参加いただきいただきありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます北海道建設部まちづくり局都市計画課の平舘でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日は、委員総数 15 名中、11 名の委員の御出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは開催にあたり、北海道建設部まちづくり局都市計画課長の道脇から御挨拶申し上げます。

○道脇都市都市計画課長 おはようございます。北海道建設部まちづくり局都市計画課で、4 月から課長職に就いております道脇でございます。審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙の中、全道各地からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、これまでも景観行政に御尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

本日の審議会では、2 件の議案と、3 件の報告がございます。まず議案につきましては、一つ目は再生エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方についてでございます。国、及び道においても、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを目標としておりまして、再生可能エネルギー導入の活発化が予想されます。景観への影響など心配されるところでございます。今後の道の景観行政や施策のあり方について、委員の皆様の御意見など伺いたく思います。

続いて、二つ目が歴史的建造物と景観施策のあり方についてでございます。北海道では平成 31 年 3 月に北海道の景観形成ビジョンを改定しておりますが、その中で、北海道遺産構想の取り組みがあつて、それによって、北海道の歴史や文化を生かした景観づくりを促進することを掲げております。このため、文化的・歴史的建造物の維持や保全、活用などの施策のあり方についても、御意見を伺いたいと考えております。

次に、報告案件につきましては、一つ目、道内市町村の景観行政団体への移行の状況、二つ目として、屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について、最後に三つ目が、景観形成と関連施策との連携について報告させていただきます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成や屋

外広告物の安全のため、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○平舘課長補佐 本日の日程でございますが、お手元の会議次第に沿って、議事を進めさせていただきます。終了は11時30分を予定しておりますので、御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

それではお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。次第、名簿、それから資料1から5まで、本日は資料を用意してございます。不足等ございませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局の方をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は小篠会長の方をお願いいたします。

○小篠会長 はい。小篠でございます。約2年ぶりぐらいで対面での開催となるかと思いますが、非常に新鮮な感じで、お元気でいらっしゃいましたでしょうか。

今日は、意外と結構盛りだくさんでして、内容についても色々御意見を賜りたいと考えておりますので、早速議事を進めてきたいと思っておりますけど、これからは、報道機関の方々の撮影や録音については御遠慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について

○小篠会長 それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事1、再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方についてでございます。

まず資料を用意されてますので、事務局の方から御説明よろしくお願いいたします。

○廣田景観係長 はい。再生エネルギー発電と道の景観施策のあり方について資料1をご覧ください。

地球規模の課題でもある気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定で、世界目標として、世界的な気温上昇を産業革命以前と比べて2度より充分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること、次に今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをパリ協定で合意されました。

これを受けまして、国及び道も、2050年カーボンニュートラルを目指すことを目標として表明しております。長期的な目標については2050年カーボンニュートラルということですが、中期目標として、2030年に、2013年度比で48%、CO2二酸化炭素の実質的な削減を目指すということになっております。

具体的な再生エネルギーの活用については、資料の別表のとおりとなっております、

様々な再生エネルギーの方策を取り入れて、目標達成に向けて努力していくという流れになっております。先ほど課長からもありましたとおり、今後、エネルギー利用の効率化などによる省エネの推進ほか、新エネルギーの積極的な導入や洋上風力発電を促進するための海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく促進地域の指定などが見込まれまして、太陽光発電設備や風力発電設備の新設や、投資などによって、景観にもより大きな影響を及ぼすことが考えられるところとなっております。

現在の北海道景観計画による太陽光発電設備及び風力発電設備の届出基準につきましては資料の表のとおりです。一般地域におきましては、風力発電設備については高さ15mを超えるもの、太陽光発電設備については、高さ5m又は築造面積が2,000㎡を超えるものとなっております。羊蹄山麓広域景観形成推進地域に関してましては、風力発電設備が高さ10mを超えるもの、太陽光発電設備については、高さ5m又は築造面積が1,000㎡を超えるものとなっております。

続きまして、北海道の環境影響評価、通称環境アセスメント制度について、御説明させていただきます。環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価などを行ってその結果を公表し、道、市町村、道民などの意見を聞くなど、一連の手続きを通じて、環境保全措置の内容などを検討し、環境保全の観点から、よりよい事業計画としていくための仕組みとなっております。

配慮書手続きというものが一番最初にございまして、事業の計画立案段階における環境配慮を可能とするため、事業の位置や規模などに関する複数の計画書について、既存資料などから事業による環境影響評価を予測し、比較します。その結果を事業計画に反映することによって重大な環境影響への回避、低減を図るということになっております。環境影響評価につきましては大きく調査、予測、評価に分かれております。

環境アセスメントの対象事業についてですが、発電施設に限定しますと、今回の太陽電池発電所に関して、第1種事業につきましては、出力4万kw以上、第2種事業につきましては、2万kw以上4万kw未満、風力発電所につきましては、出力1万kw以上、第2種事業につきましては、5,000kw以上で1万kw未満となっております。第一種事業というのは、規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事業として、必ず、環境アセスメントを行う事業となっております。第2種事業につきましては、環境アセスメントを行うかどうか、個別に判断する事業となっております。

環境アセスメントの手続きの流れですが、下の表を見ていただきますと、まず最初に、配慮書の作成を事業者行います。それに対して、道民からに対して説明会を行った上で、道民の意見が出されたり、また道や市町村にも配慮書が送られてきて、それに対して意見を述べ

るような形になっております。知事意見については、北海道の審議会に諮問しまして、それに対して答申するという形になっております。こういった段階が、配慮書の次は方法書が、その次に、準備書の段階、最後に計画書の作成というように、審議が繰り返されて、最終的な結論に至ります。環境アセスメントについてはこのような流れになっております。

事務局からは以上です。

○小篠会長 はい。御説明ありがとうございました。

何が言いたいかという、資料のように、ゼロカーボンの流れもあるのですが、太陽光発電や風力発電の事業の量が今後より増えていくだろうということですね。加えて、資料は無かったのですが、洋上風力は特にそうですが、風力発電の規模が拡大しているということもあります。そういったものが景観に与える影響は非常に大きい。

今までは、ここにあるように、北海道の景観計画の中で、一定の基準を設けて、それに対する届出義務がありました。しかし、規模が拡大していく中で、この基準をどう考えるかということ、当審議会で審議をしていく必要があるのではないか。私も覚えがありますが、太陽光発電設備について、どう規制するかということも10年以上前に審議会で審議をしましたが、それがさらにゼロカーボン化になるに従って加速していくという状況で、再度皆様方に御意見をいただきたいと思っております。

一方で、環境アセスメントも、今御説明がありましたが、手続きの流れは、道に申請されるものに関しては、このように進めているということですね。政令市では少しまたやり方が違いまして、審議会がございまして、そこで審議をするという手続きを行っております。

道は、庁内で審議をするということになっているんですね。

○廣田景観係長 道の審議会も学識経験者が参加する形となっております。

○小篠会長 そうなのですね、このようなスタイルになっていて、事業者の方で配慮書、方法書、準備書、それから評価書を出していきながら、その都度、審議会の方で審議されて、様々な注目を付けたりする。審議するという事の中で進めて行くというようなプロセスを一応取っているというわけですね。

景観計画と環境アセスメント、この二つで、一応コントロールをしている状況になっているのが今の実態であるということですね。それに対してどういうふうに考えていけば良いかということですね。

かなり増えていくだろうという予測のもとで、お話がされております。洋上風力も増えていくのですが、地上部分にある風力の規模が拡大していく、これがある種避けられない状況にあるのではないかとこのところでございます。

その辺の状況について、皆様方、どのようにお考えになるかを、是非ここで審議したいと思ひまして、様々な御意見いただければと思ひますので、自由に挙手をお願いしたいと思ひ

ます。

はい、中村委員、マイクをお願いします。

○中村委員 中村です。御説明いただいたように環境問題や森林伐採、土砂崩れなどの安全性の問題、風力発電でしたら、強風や騒音問題等、そういった問題もあるかと思imasuので、こういった環境面も含めた景観形成が重要ではないかと考えています。

○小篠会長 中村委員、ありがとうございます。

承った御意見はごもっともなのですが、基本的には今の制度で良いかどうかというところも含めて、今の御意見に追加で何かございますか。

○中村委員 もちろん、環境アセスメントの条例を拝読していないので、どのような項目があるかを把握してないのですが、そういった問題点というのを、1つ1つチェック項目のような形でクリアしていくというのが良いかと思imasu。

○小篠会長 一応縦覧制度というものがございまして、期間はそれほど長くないのですが、それぞれの段階で中身が全て公開されているので、内容を見ることは出来るんです。併せて、北海道の場合はそれぞれの段階で公聴会を行うことになっていて、その中で一般市民からの意見を聞くようなスタイルになっている。

要は、案件が増えていくということは環境アセスメントの手続きの量も増えていくということになっていくでしょうから、そういう意味で絶えず、アセスに係るような案件が道内各地で行われているというような状況になっていくだろうということだと思imasu。

はい、村田委員どうぞ。

○村田周一委員 村田です。以前、北海道の真ん中らへんの地形が綺麗な場所で、ある海外資本から、太陽光発電をそこでやりたいという話があって、色々話す中で全く折り合いが付かなくなって辞めたんです。そういう動きはこれからどんどん増えていくのかなと思imasu。

そんなとき、10年前ぐらいに、いち早くドイツが脱原子力でクリーンエネルギーでやっていくというビジョンを出した瞬間に、景観の専門家の集団が、原子力をゼロにして、クリーンエネルギーでやろうとした時に、これぐらいのエネルギーをバイオマスで補おうとしたら、太陽光発電で補おうとしたら景観はこうなってしまうというような、景観がどうなるのかという検証をいち早く行いました。

そうしたら、太陽光発電はこれぐらい設置しましょうとか、風力発電はこれぐらいでこういう場所に設置しようという方針を出していた気がして、それを思い出した時に、北海道はいち早くこれをやらないとダメなのではないかと思imasu。

今お話を聞く中で、カーボンニュートラルを目指すということは、必ずやらなきゃいけない事項で、目標としているエネルギー量も決まっていて、大体の分配量も決まってくると、大体何基必要ということがコントロールできる範囲になってくると思うんです。マンション

開発と違って、場当たりの開発に対する審査をするのではなく、もっと北海道として、これぐらいのエネルギー量が必要だから、風力発電はこれぐらいの割合で、であればこういった場所に設置すれば景観上問題ないというようなビジョンは描けそうかなと思う。

環境アセスメントで一件一件の審査をしていくのではなく、ビジョンやガイドラインなどが必要なのではないかと思います。

○小篠会長 はい。ありがとうございます。ビジョンやガイドラインの必要性があるのではないかという御意見ですね。

他の方はいかがでしょうか。関連した内容でも。はい、岸本委員お願いいたします。

○岸本委員 少し気になっているのが、風力発電設備と太陽電池発電設備の場合、設備の景観に与える性格というものを、風力発電の場合と太陽光発電の場合で分けた上で、設置についての届出を行ったときに、都市計画法上の市街化区域、市街化調整区域の区別無く、或いは市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われていない、都市計画の地域において、用途地域の指定がなされているところ、いわゆる白地地域を全く区別することなく、一律に設備の規模のみに着目して届出をしているという風に思うんですね。

一律な基準を作るべきじゃないかという御意見でしたから、そうではなく、その際に考えるべきは、私は別に市街化調整区域に全部持って行けというつもりはないのですが、これらの施設が、自然景観を損なうことにもなりかねないからなのですが、少なくとも、設置されるが、市街化区域の近隣商業地域の場合はどうなのか、商業地域の場合はどうなのか、或いは市街化調整区域の場合には周りの自然環境との関係で保安林などがある可能性がありますから、その場合はどういう基準で届出を求めていくのかというところを、細かく考えて場合分けしていく必要があるんじゃないかと思うんです。その時に確かに風力発電設備や太陽電池発電設備の規模・構造・高さというものを、当然基準に考えていくわけですが、それをおそらく設置される場所によって、やはり意味合いや周辺に与える影響というのは大きく違ってくると思うので、突破口としては地域地区、線引きで類型化しながら考えていく必要があるかなというのが私の意見です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。

今のところは事務局に、説明をしていただきたいなと思うのですが、いわゆるこの基準と、今スライドに出ている、太陽光発電設備や風力発電設備の届出基準と、それが都市計画法に於ける用途地域、或いは他の法規とも関連するかもしれませんが、そういう法規の中でどの様な関連があって、規制や指導が執り行われているのかというメカニズムについて、もしわかれば、今の岸本委員の意見の補強になるかと思いましたので、資料がございましたらぜひ御説明していただきたく思います。

○廣田景観係長 資料の方は無いのですが、基準としては今のところ用途区域等の分けはな

いんです。

○小篠会長 逆に言えば、どこでも設置したいと言えば、この届出基準さえクリアすれば設置できるということになってるということですか。

○廣田景観係長 禁止区域とかないので景観法上はそういう形になっております。

○岸本委員 少なくとも、住居系地域とかはダメですよ、そもそも都市計画法上ダメですよ。だから、用途地域としては近隣商業地域や準工業地域といったところに来ているわけですよ。そこがちょっと都市計画法上の用途地域ごとに、どういう規制がかかっているかを確認した上で、恐らくはこれは事業系の用途地域じゃなきゃ駄目なはずで、ただそこに地区計画が係るとさらに上乘せ規制されているという話しはまた別ですが、基本的には用途地域はこれだけなんだろうと思うんです。

一番規制がないのが、この用途地域が制定されていない、いわゆる白地地域と、市街化調整区域、そこを規制せざるをえないのだけれども、どのように規制していくのか。カーボンニュートラルの関係で、一方でアクセルを踏みながら、他方では景観の関係でブレーキをかけなければいけない、そのこの部分の調整はきめ細やかにやっていこうと思えば、一つの考え方として、縦軸で地域の特性を鑑みながら、横軸としてはその設備の性格や規模をクロスさせながら、最終的には個別に、当然環境アセスメント等で個別に判断して、行政指導していくという形になっていくのかなと思うんです。

他方、極めて重要な景観については届出というところだけで、建てられてしまうとまずいのであれば、都市計画法上の景観地区で規制をかけて、許可制を導入するしかないという、多段階的に規制レベルをグラデーションかけて、一貫して作っていくことが出来ればいいのかなと思いました。少しこれだけだと、大雑把過ぎるかなと思ったので、今後の課題かなと思って申し上げた次第です。

○小篠会長 これおそらくですね、北海道景観計画によるっていう枕詞が付いているところが、今の話しのところで、都市計画ということを書いていない、いわゆる景観計画の中で、規制をかけるとすれば、こういうことですねという整理になってるわけです。

ただそれをもっと連動していかないといけなく、都市計画法、建築基準法、それから景観法、それら全部連動させながら、例えば太陽光発電や風力発電をどういう風に扱うのかということが、本当は作られなければいけないのだけれども、出来ているところは出来ているのだと思うのですが、これで果たして連動しているのかというところが少し疑わしいかもしれない。特にこの白地地域や都市計画のかかかっていない場所、こういった所をどういう風に扱うのか、北海道はその面積がすごく大きいので、そういう所に風力発電とか太陽光発電が設置されがちなので、そこで景観とバッティングしてくる問題があるから、もう少し、今ある法体系との連動性とか、どういう所が規制をかけられる場所なのかというきちっとした把握

等を行う必要があるのではないかと私も思う。

はい、長谷山委員、お願いいたします。

○長谷山委員 今回の届出基準の話ですが、もう少し深い話を聞きたいと思います。

北海道景観計画上の届出基準は、届出をしなさいという基準であり、それに対して景観形成基準があると思うのですが、ちょっと手元にないので、風力発電設備及び太陽電池発電設備で、個別に景観形成基準があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。一般的によくあるのは、工作物として景観形成基準が設けられている場合があるかと思うのですが、そのように景観形成基準が分けられているのか、そうでなければどのような形なのか教えていただけますでしょうか。

何が言いたいかと言いますと、基準の面積や高さを超えた場合に届出をするのですが、これ以上の基準で建ててはダメだというものではないはずなんです。5mで2,000㎡を届出基準としておりますが、5mで10,000㎡を建てても景観計画上は良かったりするので、函館市でも、数値基準がない場合、指導が結構大変なんです。周囲の景観に合わせることや、周辺と調和することというような表現をあえて使っているところもあるのですが、この場合、指導が非常に困っているところがあります。

ですので、数値基準があれば対抗出来るんですよね、何㎡以上は建ててはいけません、何m以上はダメですということが言いやすいので、その辺が北海道がどうなっているのかをお聞き出来ればと思います

○廣田景観係長 景観計画上は、建築物や工作物というくくりでは基準は定められているのですが、太陽光発電設備や風力発電設備、個別に分類して基準を定めてはいないんです。

○長谷山委員 では、工作物というくくりの中で、高さ制限もしくは面積制限というものはございますか。

○廣田景観係長 ないです。周辺の景観との調和に配慮してという表現となっております。

○長谷山委員 ありがとうございます。ここが一つ問題点かなと思っております。

つまり、行政側として、届出をいただいて、その後でどういう基準で処理していくかということで、行政側からすると、調和しないという証明をどうするのが非常に難しくなってくると思うのです。

○小篠会長 少しお聞きしたいのですが、道の景観形成基準では何もないということでしたが、函館市はそれに対して何か基準を設けたりはしているのでしょうか。

○長谷山委員 はい、今は担当部署が異動しましたので、記憶上の話となりますが、工作物には高さ制限をしています。一方で面積制限はしているところはないですし、北海道と同じように風力発電設備と太陽光発電設備については、届出基準は分けられているのですが、景観形成基準は分けられていないものですから、同じような問題点があるかなと思っていま

す。

実務的にどうしているかと言いますと、やはり先ほどのお話の中であったように、郊外の方に風力発電が建つ場合が多いので、その場合の景観との調和をどうするかということで、一つは内規になるのですが、公園や展望台などからの見え方を、フォトモンタージュで提出させて、それが見えるか見えないか、どのように見えるのか、それを提出させて、調和するかしないかの判断をしようとしているところでございます。当時の話しですので、今は変わっているかもしれません。

○小篠会長 それは、環境アセスメントのプロセスとほぼ一緒と言って良いのでしょうか。

○長谷山委員 そうですね、環境アセスメントになる場合ですね、一時期、風力発電の規制が強化される関係で、小型の物が矢継ぎ早に申請があったときがあって、その際には、環境アセスメントが必要なかつたものですから、そういう意味では環境アセスメントはなく、内規を定めて処理したということになっております。

○小篠会長 ありがとうございます。

結構色々課題が出てきていますけど、他に何か御意見ございますでしょうか。

はい、松田委員お願いいたします。

○松田委員 やはり数値基準が非常に大事なものだと思います。景観にあたって、ニセコエリアというのは、外資もたくさん入ってきますので、そこで基準があると守ってくれるので、北海道の方で基準を設けていただくと幸いです。

もう一つなのですが、エネルギーの関係で、送電線の建設にあたって、これはどういう基準になるのか、そこら辺が少しわからないのですが、風力発電設備もそうですが、クリーンエネルギーとなると送電線というのは非常に大事になってくると思うのですが、そこら辺を知りたいと思います。

○小篠会長 送電線に関しての基準があるかどうかですが、事務局どうでしょうか。

○廣田景観係長 鉄塔については、この工作物に該当するものがあるかと思うのですが、送電線の線自体については、対象とならないこととなっております。

○小篠会長 鉄塔の建てる位置は工作物として扱われて、それについては建てられる土地の基準に応じて、規制誘導に係る場合があるということで良いですか。

○廣田景観係長 そうですね、あと一部除外規定というものがございまして、場合によっては一部対象とならない可能性があります。

○岸本委員 送電線の鉄塔そのものと送電線を区別して、一方は工作物で、一方は工作物ではないから規制がかからないって、それはないのではないかと。その解釈は非常に違和感がある。

○松田委員 九州で鉄塔について非常に問題になりました。北海道も同じことで、素晴らし

い景観の中で、鉄塔が建って切り取られてしまうのが果たして良いものかどうか、そこら辺は景観としては考えてほしいなと思います。

○小篠会長 そうですね、もう一つ詳細に言えば、送電線の建っているところは用地にもよりますが、管理用地として樹木を伐採しているところもありますから、そういう意味ではかなり自然改変してるという状況になってくると思うので、その辺がどういうルールでやられているのかって気になるころではありますね。

はい、岸本委員どうぞ。

○岸本委員 今、ものすごく重要なことをおっしゃっていると思っていて、発電設備そのものって自己完結しないものですよ、当然送電線は附属していくものであって、送電線の線それ自体は何年か経てば変えるんでしょうけど、当然附属するものであって一体として考えていかなければいけない。鉄塔の高さからしたら景観はとなるが、ところが線がということだってありえるわけですよ。そうすると、風力発電設備とか太陽光発電設備についても、発電設備そのものについての景観というところで見ているわけですよ、それとやっぱり付属物も含めて、そうすると大体大きな鉄塔は山なんかには建っていくわけですが、あれはせいぜい市街化調整区域だっりの開発許可とか、あるいは林地開発許可等というような、土砂災害のような安全の観点からしかやっていなくて、景観の観点から許可が出ないというのが一切無いという形になってると思うので、風力発電設備・太陽光発電設備という単体のみならず、一体として、そこからどういうふうに、送電線が設置されていくとするならば、それを含めて、総合的な計画を届出の対象にしてもらって、私は実は数値基準は重要だと思うんだけど、数値基準は実は諸刃の剣なところがあって、数値を下回ってれば何も言えなくなるというところもあるんですよ。なので数値基準はあくまでもこれ届出で行政指導する時の一つの目安になるもので、数値基準を建てつつも、それだけじゃないという形で、二重三重である意味では、捉えることができるような、そういう形の組み合わせを取った方がいいと思う。

ただ、少なくとも鉄塔の部分については、なるほどと思ったものですから、それは意見として申し上げた次第でございます。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

そろそろですね、今日ちょっとこれに対しての結論を出すという方向ではないと思っているのですが、ただ、かなり喫緊の課題で、解いていかなくてはいけない問題かなと思っておりまして、まだ日程的にどういう開催になるかわかりませんが、次回の審議会に継続審議という形でさせていただきたく思います。

今日出てきた論点というものを少し私なりに整理いたしますと、一つは景観法だけではなくて、既存の土地利用規制に関しての法規と、風力発電設備或いは太陽光発電設備の設置に

関しての規制誘導がどういう風に連動してなされているのかを整理していきましょうということですね。

それから、規制されている部分と、北海道全体を見たときも、規制されている部分はどこで、規制されていない部分はどこだという把握をきちんとしておく必要があるのではないかとということ。

もう一つは、やはり北海道で決めている景観計画や景観形成基準というものから、最終的には市町村で、許可基準を出したりするものですから、そちらで作っている、景観条例、景観計画とどういう風に連動させればいいのか、むしろ市町村にどういう指導していったら、こういう条例を作った方が良いでしょうということをしていくべきなのかというのがもう一つあるかなと思いました。

それから誘導する基準を仮に作るとした場合に、数値基準を作るべきなのか、数値基準を含めて、誘導していけるような二重三重の手立てという風に岸本委員もおっしゃっていましたが、そういったことを、作っておく必要があるのではないかと。

さらには、太陽光発電設備或いは風力発電設備の発電設備だけではなく、付属物全てを含めたものをパッケージとして見ていく必要があるのではないかとということですね。そういうものがたくさん生まれてしまうわけで、それは場所だけではなく、つないでいる送電線の線の部分もたくさん出てくることもあり得るだろうだろうということですね。

それから、村田周一委員の方からドイツの例をお話いただきましたが、総量はわかるはずだから、どれくらいの量が必要になってくるのかを一回シミュレーションして、大きな俯瞰した物の押さえ方というのを、北海道としてはしておいても良いのではないかと思う。

この辺が出てきたかと思っております。どれもかなり重い課題ですので、一筋縄ではいかないかと思いますが、少し情報集め、論点を絞りながら、北海道の景観審議会として、どういう所を押さえなければ良いかという議論を継続的にさせていただいた方がいかなと思います。

もうたった今も進んでいる話なんですけど、それに対して、かなり後追いになってしまっている状況ですけれども、この際、方向性を示した方がいかなと思いますので、引き続き皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

申し訳ないですが、いったんこの議題を切らせていただいて、次の議題ですね。これも結構大きな議題なのですが、入らせていただきます。議事2、歴史的建造物と北海道の景観施策の在り方についてでございます。これも資料がございますので、事務局の方からまず御説明お願いいたします。

(2) 歴史的建造物と道の景観施策について

○廣田景観係長 それでは、歴史的建造物と道の景観施策について資料2をご覧ください。

北海道景観形成ビジョンについては平成30年3月に改訂したところです。その中で、重点的な取り組み・進め方ということで、基本方針1として、関連施策との連携により目指す良好な景観づくりとしまして、観光振興に繋がる景観づくりというものが挙げられています。その中で北海道遺産構想の推進などによる北海道の歴史や文化を生かした景観作りを促進しますや、景観資源の維持・保全・再生などをうたっております。

また、文化的・歴史的建造物の維持・保全・再生や史跡、名勝、天然記念物などの文化財の保存・活用による景観づくりを促進するといったことを掲げております。北海道の歴史や文化を生かした景観づくりとして、文化的歴史的建造物の維持・保全・活用について御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、道内の取り組み事例として紹介したいものがあります。

最初に函館市の西部地区です。函館市は古くから海産物交易の集散地として栄え、江戸時代には奉行所が設置され、明治以降は開拓使函館支庁が置かれるなど、政治、経済、文化の中心となってきた場所です。幕末の開国によりまして、諸外国文化の流入や対外貿易港となったことで、領事館が新築されたり、キリスト教会が建てられるなど、異国情緒豊かな街並みが形成されています。

このような地区の中でも、重要文化財の旧函館区公会堂や、函館ハリストス正教会復活聖堂などの文化的建造物や明治から昭和の初期にかけて建築された和風、洋風、和洋折衷様式の建築物が建ち並ぶ函館らしい伝統的な街並みについて、昭和63年に「伝統的建築物群保護地区」との都市計画決定をしております。

次のページに、その指定したエリアが地図として載っております。

続いての例は、江差町のいにしえ街道でございます。17世紀からの日本海航路北前船の活躍を基盤に檜材交易、そしてニシン漁とニシンの取引による隆盛は明治初期まで続きまして、ニシンと檜材に関連した産業建築とも言える、問屋、蔵、商家、町屋、社寺などの歴史的建造物や史跡が数多く残る地域となっております。

江差町ではこれらの歴史的資源を生かして活性化を図ろうということで、平成元年から、特に歴史的資源が数多く集積している下町地区の「中歌町、姥神町一帯の旧国道沿い地区」通称いにしえ街道をモデル地区として、総合重点的に整備を行う「歴史を生かすまちづくり事業」を推進しておりました。町では平成8年に歴史を生かすまちづくり事業の根幹をなす、歴史的街並み景観の形成のために、必要な事項を定めた「ふるさと江差の街並み景観形成地区条例及び同施行規則」を制定している状況にあります。

次に資料として、江差町の条例を添付しております。

以上です。

○小篠会長 という事例があったりします。代表的な例の函館と江差のお話をいたしましたけれども、一方で、1ページ目のところ、2枚目のスライドですけれども、私どもの中でも関連した委員がいらっしゃいましたが、景観形成ビジョンというのを再策定をいたしました。記憶に新しいことと思いますが、その中で関連施策の連携というのを掲げており、これはかなり新しい話だったんですね。

それまで、景観施策は景観施策という形で何となく掲げていたわけですが、先ほどの話にも出た都市計画とか、関連している施策あるいは法体系に絡む関連して置いている活動、そういったものとうまく連携をしていかないと、景観作りというのは最終的には推進できないだろうというところで、景観形成ビジョンの方にそういう大文句を入れて、これを重点的に推進してきました。後で報告の方でもありますけれども、まずそうしていきましょうというふうになったと思います。

そういった中で、歴史的建造物の実態が景観施策に対して生かされているのかいないのかという話は、あんまり上がってきません。審議会でも、最近それほど話題に上がってきません。函館市の話も江差町の話もずっと前からこうやってやっているという御紹介でしたが、それはそれで国交省の方に、伝統的建造物群保存地区とか重要伝統的建造物群保存地区、重伝建と言いますけれども、そういうふうに指定されたりと積み重ねがあるわけですね。

そういうところはいいですが、他のエリアのところを考えてみたときに、歴史的建造物をどういうふうに扱って、景観づくりに生かしているのかについては、改めてどうなんだろうかという問題提起なわけなんですね。その辺について、地元を見たり、いろいろ北海道を見たりする中で、いろいろ思っただけのこと等々があるのではないかと感じておまして、今日はその話題を議題として持ってきたところでございます。

いろいろ再開発があったり、その町の方針があったり、あるいは疲弊して人口が減っていく中で、街並みがどんどん開発されていくという状況が北海道の至る所で起きているわけですが、景観づくりに関して真逆の方向に行ってしまうという状態もありながら、その辺については審議会でもほとんど最近話していなかったと思います。皆様方からそういう意味で、今の北海道の持っている景観計画あるいは景観形成基準と、この歴史的建造物のその中での扱い、あるいは北海道が各市町村に対しての指導、誘導を行う中での歴史的建造物の扱い、そういったことについて、御意見をたまわれればと思っております。

自由に御発言していただければと思います。

はい、松田委員。

○松田委員 後志管内は函館市と同じように、小樽地域があり、そして江差町とつながる島牧村だとか寿都町だとかニシン御殿など、そういったものがたくさんあります。ただこれま

で、自己財産として持っていらっしゃった方々がなかなかそれを保存できないということで、壊されてきたという実態があります。

寿都町なんかもニシン御殿を少し改装しているいろいろやったりとか、個々の市町村、小樽市は小樽市で小樽市の人たちで景観委員をしっかりと作って、歴史的建造物を残そうという動きは小樽商科大学の教授と一緒にされてる状況なんですね。そこで、道自体がいかにかバックアップをしていくかっていうのが非常に重要になってくるんですけども、いかんせん、地元の人たちの熱量がどれくらいあるかによってずいぶん差が出てくるんですね。各市町村長の意思の度合いによって保存するか解体するかという形になってきますので、そこら辺を、金銭的にも、北海道や国がどう保全・バックアップしていくのかということのも非常に重要になってきます。

ただ、景観が大事だから各市町村残してくださいと言うのだけでは不足に、金銭的なバックアップをどういうふうに進めていくのか、重要な建造物というのはどこまで確定していくのか、そこら辺を誰が決めていくのか。私はここが歴史的な建造物だと思うけれども、地元の人古くから壊してしまえ、というのはちょっと差があると思いますので、その辺の基準も改めて進めていく必要があるんじゃないかと思いました。

○小篠会長 まさに今の課題ですよ。なかなか難しい話も含まれていると思います。金銭的なバックアップを北海道が出来るかということも課題でしょうし、重要な建造物であるかという評価を誰がするかということですね。国交省が例えば重伝建地区に指定するということまで行けば、それはもうお墨付きが出るわけですが、全然手前の話で、その町にある倉庫が一つ残ったとしたら、それはどうなんだという話ですね。そういうところは、今本当に地元の方々の意思だとか、それを活かしたまちづくりをしていこうと活動をされてらっしゃる方々の気持ちで残るか残らないか決まってしまう状態があるというお話でした。

他にはどうでしょう。

はい、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 私は建築士のヘリテージ関係で活動を行っております。

先ほどの松田委員のご質問の中で、建物の価値という部分については基準が一応ございまして、築50年経っているということですか、歴史的なストーリーがある建物については、文化庁で登録遺産として受け付けしていただいております。

今、私どもヘリテージ委員会というのは、北海道にたくさん建築士がいて、その資格を取って、登録遺産になれるような建築物を発掘して登録していこうという活動はしているんですけど、いかんせん歴史が浅い部分もある北海道なので、築50年の建物が寒さや環境が厳しい中で、なかなかそういう建物がなく、皆壊されている。スクラップアンドビルドの前線もあったので、ほとんど壊されているという現実で、今私たちが一生懸命やっているのは、

せめて今建っている物を記録して残しておけば、ゆくゆくはながしかに、こういうまちづくりの歴史的な建物を証明していくことが出来るんじゃないかという活動を今やっている最中なんです。

北海道の景観形成ビジョンの中の、歴史的建造物の維持・保全・活用はすごく難しい話で、お金という部分については、利活用ができなければやっぱりお金を投入していただくことが難しい。利活用と考えたときには、地震で崩れてしまうという建物が多いので、それをどのように耐震補強してと考えるとまた莫大な費用がかかるとか、その辺のジレンマを抱えながら毎日ぼつぼつと活動をしております。できれば北海道でそういった関連施策を考えていただければ、もう少しそういうまちの建物の保全に力を入れてもらいたいというのは多少ございます。

以上です。

○小篠会長 いわゆる建築の分野というところで、歴史的な建造物をどういう風にとというのは、そちらがまず一番直球というか、近いところになると思うんですね。

私たちは景観という視点で見たときに、歴史的建造物をどう見るかという視点で、見なきゃいけないと思うんですね。なので、一つの建造物の歴史的な価値がどうかという評価もありますけれど、その地域全体として、その歴史的な建物群があることによる価値というような見方も非常に大事になってくる。

というところで、景観条例では、景観重要建造物の指定ができるようになっているんですね。その歴史的な建物を指定しても良いし、地域のモニュメント的な建物を指定しても良いという形で景観計画から重要なものと指定して保存するというような取り組みができなくはない。そういう話もございます。

はいどうぞ。

○高橋委員 歴史的な建物がある場所で、例えば室蘭市であるとか夕張市、あの辺の産業遺産の歴史と古い建物が今置き去り状態なので、全体的に寂れて注目を浴びてはいない部分があります。景観という意味では、例えば室蘭市の鉄産業であったり夕張市の石炭産業が北海道を支えてきたという部分を、町の景観として残していけないのかなというのはよくみんなで話し合っていることではあるので、ぜひそういう道筋があればなと思います。

以上です。

○小篠会長 それでちょっとお伺いしたかったのは、ヘリテージ委員会というのは、建築士会の方々にやってらっしゃるんですか。どういう方々がやっている、どういう組織でしょうか。

○高橋委員 登録文化遺産になるような建築物を申請するのは文化庁なんですね。文化庁に意見書を書けるのが今までは大学の先生方をお願いしていましたが、これが今、建築士若し

くは学芸員の方ですとかが意見書を書いて文化庁に提出できるという仕組みになったので、それに対して、そういう保存や古い建物の勉強をもう一度改めてして、その資格づけをしていこうという流れです。

○小篠会長 ヘリテージマネージャーの育成ということをやってらっしゃるところと、そういうことですね。

○高橋委員 はい。そういうことです。

○小篠会長 今のお話は、今度その建物そのものを保存するという話とは別に、そういうものを評価できる人をどうやって育成するのかという、そっちの話になってくるということですよ。

そういった評価できる人が増えていけば、物としての価値が定義づけられて、それがひょっとしたら保存という方向に向かうかもしれない。直接お金をかけて保存をして耐震補強もして、それで活用を考えて何回も使っていくっていうのも、それはあるけれど、そういう形で社会全体で建造物の価値をきちっと評価するようなコンセンサスが作っていけるような人材を育成するということですね。

ということに関して、北海道がどういうスタンスをとるべきかという話っていうのは、今二つの話が出てきているかなというふうに思いました。

はい。岸本委員どうぞ。

○岸本委員 函館市というのは、いわゆる文化財保護法や都市計画法などの制度に結びつく伝建保存地区で、こういう歴史的建造物なのだから一目瞭然と言いますか、多くの人が極めて高い価値を見いだしているものが連続して一つの区域を形成しているというところについては、当然のことながら地元の地方公共団体が中心となって伝建保存地区というところに指定していく動きをしていき、今後より積極的になっていくわけです。

その意味においては、今お話が出た室蘭市の、いわゆる産業遺産ともなり得るような一連の区域をどのように積極的に伝建保存地区という制度に乗せていくことができるかどうかというところで、ポジティブに動けるところは動いていった方がいいだろうというのが1点あると思うんですね。

他方で問題となるのは、伝建保存地区というのは、一つの単体としての建物をというよりは、一連の地域に注目して保存しようとする制度だと思うんですけど、そこまでの区域にはないけれども、単体の建築物として歴史的なあるいはその文化的な意味合いが強いというのであれば、それをどう評価するか、どういう評価基準でいくかというところについていろいろ議論があります。

文化財保護法に言うレベルの文化財ではないというものについても、北海道で独自に文化的価値があるとするならば、それを個別単体で保存していくために、そこでかかる費用、あ

るいは恐らくは私有財産でしょうから所有者との調整、地域住民の意見等の調整という枠組みを作っていくことによって、文化財保護法上の一級文化財みたいなところまで行かないにしても、積極的にこの制度を使うことによって景観の形成というところにも結びついていくということも、もう一つの必要なことなのかなと思うんですね。

あともう一つが、あくまでも、札幌市にはあるかと思うのですけれども、文化財かどうかというところの視点だけではなく、文化財かどうかはともかく地域の顔になると。道産子ではないのでわからないのですが、北海道のある特定の地域でしかとれない石を使った倉庫群ってというのが確かありましたよね。

○小篠会長 札幌軟石ですね。

○岸本委員 札幌軟石ですか。あれなんかの議論で思ったんですけれども、あれを文化財という形でもっていこうと思ったらなかなか難しかったとする。しかしながら景観に資する地域財産みたいな形で、保存あるいは支援の枠組みというものを用意していくという形で、多層的にいろんな目的でリンクしながら、全体として景観の保全にも役に立つという、そういう制度作りが必要だと思った次第です。

感想にすぎないんですが、以上でございます。

○小篠会長 建造物ということに限っていうと、札幌市はやめちゃいましたが、いわゆる景観に対して非常に寄与している建物なんかを表彰する制度があったりしましたし、他の市町村でもひょっとしたらやっているところがあるかと思います。

それ、全然景観施策と関係ないんですよ。そういったようなことが実は地域の資源としてこういう建物は大事だよとか、こういう材料を使って作られた街並みというのは大事だよとか、それぞれの市町村であるいは地域でストーリーがたくさんあるんじゃないかと思うんです。そういったものを評価する、検証するということは、最近ちょっと薄れてきつつあるような気もしないでもないかなと思います。

函館市のお話をさせていただければと思いますが長谷山委員いかがでしょうか。

○長谷山委員 はい、函館市を取り上げていただいてありがとうございます。

景観賞的な話では、函館市では景観条例ができてから景観賞をずっとやっておりますので、30年近く続いている状況でございます。

ただ、景観賞というよりは建築賞的にもなっているものですから、景観・街並み、先ほどのお話に出た建物群という関係の中でどう景観賞を作っていくかというのも課題になってきます。

伝建地区に関しても北海道で函館市が唯一になっていますので、それがどんどん増えていくのは非常にいいことだと思いますし、独自で伝統的建造物群保存地区を作って文化庁の方に認められる重要伝統的建造物群保存地区になる、そういった段階を踏んで行くというのは

私もありかなと思っっているところでは。

ただ、伝統的建造物だったり、景観形成指定建築物についても、だいたい150件程度しか指定していないわけですし、それ以外の建物については実は壊される形になるというのが函館市でも問題になっているところがございます。

ではどうすればいいのかですが、先ほど文化財保護法等のお話もいただきましたけど、文化財の保存活用地域計画を、新たに文化庁から作るようにと言われてます。

つまり、これまでは文化庁などの方からこれが重要です、文化財ですという形だったのですが、まずは地域の方からコンセンサスを取って、その中で地域の文化財を考えていきましょう、そこの保全・活用の仕方を考えていきましょうという形にシフトしてまして、ちょうど2年前に北海道ではビジョンが作られましたので、それに基づいて今函館市でも策定に向けて準備作業を始めたところでは。

先ほどヘリテージのお話もいただきましたが、各都市に照会してみると、地域の建築士会の方に、地域にある重要な建築物をリストアップしていただいてそれを計画に載せて、文化財というふうにはならないのだけれど、何々町遺産とかお宝的な名前をつけて、やっぱり町にとって重要な建築物であるということのお墨付きを与えようという動きがございます。リストアップしていると一歩進めるんですね。

例えばそれが壊されるような話になれば、それはリストに載ってるので壊さないでくださいという話もできるし、もっと進めばそれに関する支援制度も作れるかもしれない。文化財の保存活用地域の策定は、関連組織との連携という話もありますので少しヒントにさせていただければと思います。

○小篠会長 ありがとうございます。それは文化庁の所管ですね。そうすると北海道としての所管はどこでしょうか。

○廣田景観係長 教育庁です。

○小篠会長 教育委員会、教育庁ですね。そことやはり、連携をしてかなきゃいけないという話になりますかね。

具体的な施策の話も出て参りましたけれど、他の観点で何かございますでしょうか。他の地域というところでもけっこうですし、あるいはビジネスの側からどう捉えるのかというところで大西委員いかがですか。

○大西委員 ありがとうございます。ずっとお話伺いながら、何か有益な意見になるような事例がないかなと探していたんですけど、弊社の施設を展開しているところではあまり歴史的建造物っていうのが、今のところはない状況です。

松前町で私の先輩が旅館をしまして、事業再構築補助金ですとか、コロナ禍でいろいろ事業を進めるための補助金が出ている中で、元々持っていた蔵を改装してカフェバーにし

ているんですけれども、非常に苦勞なんかを聞いていました。周りは意見だけ、町にしてもこうしてほしいああしてほしいと言うわりには、特殊な建造物であるが故にトイレ一つ付けるのにも大変な費用がかかってくるけれど、なかなかそこまでは助けてくれない中で、非常に苦勞しながら7月のオープンを目指して頑張っておられることなんかを考えておりました。もしこの議題が継続になるとしたら、もう少しそのあたりをヒアリングして意見できたらと思っております。

やっぱりこれから観光客のお客様は、特に世界を相手にしていくと、いかにその地に知的興奮があるかということがとても大事ですので、景観とどう組み合わせるかというのがありますが、まち歩き一つにしても、一つのまちで時間を過ごしていくその街並みの中で、視覚的にも、また物語も、どういう知的興奮があるかというところでそのまちの価値が決まっていくところがあるので、私ももう少し勉強して、この観点から、まちづくりというものを考えていきたいなと思いました。

○小篠会長 ありがとうございます。

はい、岸本委員。

○岸本委員 今おっしゃったことは極めて重要なことをおっしゃったなっていうふうに実は思っております、文化財保護の観点だけじゃなく、地域の宝となるそういう建物があって、それを維持するときにお金が当然掛かるわけですね。当然所有者の意向っていうのも維持費とかの関係で、非常に壁になるところがある。

そういったときに今おっしゃったのが、いかにその建物っていうものを起点としてその地域のまちおこしをするか、あるいは人の集客、あるいは地域の魅力を高めるか。これは俗に言うエリアマネジメントの問題であって、他の施策との関係では地域再生法がやっている地域再生エリアマネジメント負担金制度ですね。

これがその個別の地域で使えるかはともかくとして、地権者だとか、それから周辺の事業者たちがその例えば建物なんかを使ってその地域にいかに稼げるかという、集客、滞在者というものを呼び込む、あるいは滞在時間を1時間でも延ばすという形で、どのような形で地域の活性化につなげるかという、そういう制度と景観の維持、あるいはそういった歴史的建造物、文化財というかはともかくとして特殊な価値というのが見出せる、少なくともエリアの人たちが壊したくないと思っている、というものをいかにして使っていくかという時にはおそらく地域再生の問題と結び付けている。

そうすると、北海道の担当部局が先ほど文化財の場合は教育庁とおっしゃっていたように、これも連携しないと、一つの部局で景観の観点から、文化財の観点から、まちづくりの観点から、というふうにやってるだけでは、おそらくこれから対応できなくなるだろうと思ったんですよね。

私の興味あるところで、その建物を使ってどのように、コロナ禍というところを置いていても、コロナ禍を乗り越える上でも、今後どういうふうにまちおこしのために使っていくようにエリアの人たちが力を合わせられるか、そのための枠組みをどうやって作れるか、そこなんだろうと思いました。所有者だけに「それ価値があるから壊さないで、でもトイレが」というのを言うだけ言ってお金は出さない、それはやっぱり無理だと思うんで、その部分の枠組みを作っていくこと、そこが重要なんじゃないかと思った次第です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。

まさにその連携施策というところでお話が出てきていると思います。景観審議会でそういう情報が語られるのも少ないので、その辺の話は、あとで少し今の状況を解説してもらおうと思いますけれども、していければいいかなというふうに思います。

これもかなり話が広がるものでして、今日、ここで結論を出すということではございませんで、私の意向としてはこれも継続の審議にしていければなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

もう少しこの情報集めながら、何をしていくのかということも含めて、あるいはこれから大事なところとして今日出てきているのは、いわゆる学術的な文化財っていうものにはならないんだけど、地域の資源として非常に重要であるものをどうやって指定し残していくのかというようなプロセスに、景観というものがどういうふうに加担できるのかというところを一つ抛り所にしながら、それに対しての支援策を考えていけるといいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

3 報告

(1) 道内市町村の景観行政団体への移行状況について

○小篠会長 それでは、議事はこの二つが用意されていたところでございますが、次に報告事項の方に移りたいと思います。これは実は報告事項と言いながら、報告事項よりちょっと重いものなのではないでしょうか。

まず順番に行きたいと思います。最初は議案3-1についてになりますけど、道内市町村の景観行政団体への移行状況についてです。これは事務局からですね。

○廣田景観係長 道内市町村の景観行政団体移行状況について、資料3を使って説明します。

前回の景観審議会から今までに景観行政団体に移行した市町については、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町が令和3年から今年にかけて移行しております。倶知安町に関しては、協議の方は済んでいるのですが、まだ倶知安町の景観条例の議決がいただけておらず、時期未定となっております。

伊達市、洞爺湖町、千歳市については、景観行政団体へ移行する契機となったのが世界文化遺産の縄文遺跡の関連で、景観行政団体へ移行するというふうになりました。平成30年の文化審議会の世界文化遺産部会の方から遺産の緩衝地帯の範囲の合理性について整理しまして、各市町において景観計画を策定するなど、保全のあり方を整えることという条件が提示され、それを受けまして各市町において景観行政団体への移行を検討、移行したという形になっております。移行した各市町におきましては、景観計画において一般地区と遺跡がある地区と区域分けをしまして、遺跡がある地区の方については基準を厳しくするような形を取っております。

資料として参考に各市町の景観条例と景観計画の方を添付させていただきました。

以上です。

○小篠会長 はい。ありがとうございます。各市町の景観条例本体の方も資料として付けていただいたので、資料が結構膨大になっておりますけれども、コロナで開催できなかった中、その間に世界遺産登録もあったという中で、このような形で一気に4市町、あるいは倶知安町まで入ると5市町が景観行政団体に移行していただけたというところです。そういう意味で、かなりホットな話題かなというふうには思っております。

先ほどのお話は、どうして景観行政団体に移行しなくてはならなくなったかということなんですけど、世界遺産指定に伴いまして、その遺産の遺跡周辺エリア、バッファゾーンというふうに呼んでるんですけど、そのエリアの保全をきちんとしなければいけないということが世界遺産登録の方から指示がありました。それをやるためには景観条例を作るしかない、あるいはその条例を厳しくするしかないというような方向で一気に流れて、だったら景観条例作って景観行政団体という流れになっていたという、そういうことですね。

それ自体は非常に喜ばしいことだと思いますけれども、今後、それぞれの市町村がその話だけでなく、一般の市街地も含めて景観行政団体となったということで、景観行政を推進していただければと思っております。この辺は、ちょっとコロナになってできなくなっちゃったんですけど、景観行政団体の方々をお招きして、ここで勉強会をやりましょうという話をしていたところだったんですね。1回、長谷山さんにやっていただこうとしていたところ、コロナで出来なくなってしまったという話でした。

私たちも、各市町の細かい話を知っているわけではない中で、全体としての審議を進めていかなきゃいけないということで、やっぱり地域の情報を知りましょうというところも審議会の重要な役割だと思っております。これが増えてきたってということであれば、今後、コロナも少し収まってきて対面が出来るようになってきていますので、次回次々回以降でまた勉強会を重ねて行って、情報共有していくってというようなプロセスを取っていただければいいかなと強く思っている次第でございます。

何かこれについて御意見等ございますか。よろしいですね。ありがとうございます。

(2) 屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について

○小篠会長 そうしましたら次に参りたいと思います。

次は議案3-2ということで屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲についてということでございます。これもまず事務局の方から御説明させていただきます。

○廣田景観係長 屋外広告物条例に基づく事務の一部移譲ということで資料4を御説明します。

まず、令和4年4月1日付で、北斗市の方から申し出がございまして、権限の一部を移譲しております。

続きまして、令和4年6月1日付で、北広島市の一部地区になるんですけども、北海道ボールパークFビレッジの周辺区域について、権限を委譲しております。移譲の理由は、北広島市の都市計画において都市計画施設である公園（運動公園）と位置づけられていることから、道の条例では一部の例外を除きまして、広告物の表示が禁止されている状況となっております。

一方でFビレッジ及びその周辺地域では、官民連携によるボールパーク整備に伴う新たな観光資源創出やビジネスの拡大、豊かなライフスタイルの提供などといった「ボールパーク構想」がございまして、それを推進するということで、市内外から訪れる人々に対して見やすくわかりやすい良好な広告景観の整備が必要ということで、北広島市の方で独自条例を制定しまして、それぞれ市が主体的にやっていくということで、権限を委譲する形になっていきます。

北広島市に権限が移譲することによる変化ということで、今まで都市公園は北海道の条例でいきますと第二種禁止区域に該当しまして、自家用広告物は1事業所当たり10㎡までは設置できるという状況でした。

それが北広島市の屋外広告物条例になりますと、地上広告物として、一面の表示面積が75㎡以内で、かつ表示面積が150㎡以内及び高さ20m以下のものであること。屋上広告物については、一つめが表示面積が300㎡以内のものであること。二つめに、地上からその屋上広告物の上端までの高さが20mを超える場合はその屋上広告物の高さが建築物の高さの3分の2又は20mのいずれか小さい数値以下のものであること。壁面広告物に関しましては、一つめとして、一つの壁面の面積が1,000㎡以内の場合、表示面積が取付壁面の面積の3分の1又は50㎡のいずれか小さい数値以内のものであること。二つめが、一つの壁面の面積が1,000㎡を超える場合、表示面積が取付面積の20分の1以内のものであることとなって

おります。

以上です。

○小篠会長 はい。ということなんですけれども、ちょっと北斗市の方がよくわからないんですけれども、これわかりましたか。

○廣田景観係長 屋外広告物の権限については北海道が市町村に積極的に権限を委譲しますというリストが、別の総合政策部の方で作ってありまして、その中で重要という位置付けになっています。北斗市の方が他の全ての重要なものを既に引き受けていまして、屋外広告物もという流れになったようです。

○小篠会長 重要に指定されている理由っていうのはわかりますか。

○廣田景観係長 そこまでは押さえていないです。

○小篠会長 何なんだろうなっていうのはちょっと疑問ですけれども、一方で北広島市もすごいことになっています。

御承知のとおりボールパークを作っているんですけれども、作っている場所が都市公園だったわけなんですけど、都市公園の中では都市公園法も含めて屋外広告物がかなり規制されているわけですね。それを権限を委譲することによって、北広島市が独自に作った屋外広告物条例で規制をかけるっていうことにしたんですけれども、今スライドにありますけど相当大きなものまで掲示することが可能になったということです。

はい。岸本委員

○岸本委員 権限委譲するのは地方分権の観点から良いというところは取れるんですけど、説明からすると先ほど会長もおっしゃったように、北広島市の屋外広告物条例で許可基準を定めるということですよ。ものすごく大きなものを、結局私たちがやりますという、一見すると規制しますと言っておきながら規制としては今までと比べものにならないくらい緩まったわけですよ。

それで、条例の中身を見たときに、これで権限移譲していいんですかと思わなくはないですよ。確かにボールパークっていうものは良いものなんでしょう。そこがいいか悪いかという問題ではなくて、屋外広告物という観点からすると、この条例はほとんど許可基準も条例施行規則の方に委ねているんですよ。

何ページ目かページ数が振られていないんですけれども、施行規則の方に委ねていると。その第3条っていうのがあるんですけど、結局第3条の(1)から(5)まで許可基準が載っていますけれども、(2)～(5)は当たり前なんです。これは安全規制ですので、別にこの規則あるいは条例でなくても規制できるわけです。標識と見間違えるような看板はこれは道路交通法で規制できるわけであって、そうするとこの景観・屋外広告物の規制という観点から独自の意味を持つのは事実上(1)だけなんです。

著しく汚染しているとか塗料がはく離してるものっていうその限りで設置しちゃいかんという形になっているだけで、逆に言うならば、汚染していなくて、塗料がはく離もしていなければ、ものすごくけばけばしい、周辺の環境から見てちょっとこれはという看板の場合には規制ができないわけですよ。

さっきの数値基準だけで、これに引っかけなければ全く規制ができないという形になるわけなんで、今後広告物がぼんぼん出てきた時の景観のあり方っていうところでは事実上と言っていいぐらい規制がなくなっちゃったという認識は、北広島市に権限移譲しちゃったんだからもうしょうがないっていう形なのか、ちょっとは考えた方が良くないんじゃないかと思った次第です。ものすごく緩いので、そこだけちょっと心配です。

以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。私もまったく同じことを考えていて、報告事項だと言いながらも結構重いぞと言っているのはこの話なんですね。要は、このことがいろんなところでわかれば、すり抜けられる条例になっちゃったということだと思います。この既成事実を作ってしまうというようになるのは、ちょっとまずいよねということかだと思います。

○岸本委員 今更ですよ。もう移譲しちゃったんですよ。

○小篠会長 ええ、もうだめです。報告という形なので。

このスライドをつけてと事務局にお願いしたのは、少し緩めるんだらうなっていうのは想定されたわけですよ。この内容がわかってなかったんで、移譲しましたっていうことを報告させてくれという。

それでボールパークなのでものすごく大きな広告を付けたいに決まっているのであって、ただ、それをどういうふうに景観的にコントロールしているのかということが担保されるのであれば、それはうまくやっってくださいねというふうに、一応見ていくしかないかなというところなんですけど、こうするとさっきの議論と似てますけれども、数値的に押さえればそれを下回れば良いんでしょ、というやり方でしか今のところ規制をしていないということなんです。

屋外広告物って掲示した後に報告という義務はありませんでしたっけ。

○廣田景観係長 3年の許可更新時に、その状況について報告してもらっています。

○小篠会長 3年経たないとだめなんですね。

何が言いたいかというと、打ち合わせの時も事務局の方とお話したんですけど、札幌ドームが大きさも含めて結構広告物の規制をかけていたんですね。バックネットの色も黒にしたりとか、椅子も原色を使わないでグレーや濃いグレーにしたりですね、そういうふうにして、野球場の中の話ですけど、いわゆる掲示の仕方っていうのもすごい工夫して、他の球場とは全然違う景観を作っている、屋外広告物の規制をデザインとしてかけていたというのがある

中で、今度はどういうことをやってくれるのかなっていうのはちょっと期待したいところなんです。これだと大きいのがドーンドーンと付けられてしまうという、これは報告なのでこれ以上は言えないんですが、そういう状況になっているということです。

屋外広告物に関しての話もこの景観審議会では、審議する場所の一つなので、たった今こうなただけでも、審議会としてどういう意見を付すかっていうのも、やろうと思えばできないことではないです。これもちょっと今、パッとこれだと言えないと思いますので、少し頭の片隅に留めておいていただきながら、次回また議論させていただければと思っている次第でございます。ちょっと問題だということを認識しておいていただければというところで。ありがとうございました。

(3) 庁内連携について

○小篠会長 それでは最後ですね。議事3-3で景観形成と関連施策との連携についてということでございます。これも事務局の方から御説明をお願いします。

○廣田景観係長 景観形成と関連施策の連携についてということで資料5を使って説明させていただきます。

令和3年度の実施状況についてなんですけれども、令和3年度における景観形成と関連施策の連携につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響などを受けまして、通常業務の増加、会議などの中止、書面やオンライン開催などになり昨年度の実績はない状況となっております。今年度の計画等につきましては、次回の審議会にて報告させていただけると考えております。

以上です。

○小篠会長 資料5-2については何か説明はありますか。

○廣田景観係長 資料5-2については、令和元年度の実績を添付しております。過去にこういうことをやりましたという説明になります。

○小篠会長 そうですね。令和元年、2019年度までは結構活発に他の施策の方の確認をしたりして、その中で、審議会として、あるいは景観施策を取り持っている都市計画課の方でいろいろ情報共有をしたりとか、少しこういうことやってますよ、景観行政としてこんなことやってますよというような話をさせていただいたというところでございます。

今日はそういう状況なんだということを含めて、議題の1と2にあったような、再生エネルギーと景観についてどのようにしてくのかという話と、それから歴史的建造物に対しての景観施策をどうしていくのかということに対して、それぞれの所管庁であったり所管部署との連携をして少し情報を共有してもらい、審議会の方に報告していただくというようなこと

で次回以降進めてもらうということでございます。

はい、ありがとうございます。ちょっと時間も押してしまいましたが、他に委員の方々から意見等々ございますでしょうか。全体通してで結構でございますけれども。

はい、松田委員。

○松田委員 今回で卒業させてもらったんですけども、コロナが収束し始めまして、円安の影響もあって、また地域・不動産の売買が加速してきました。私の家の近くも外資に買われてしまったと、身の回りにそういうことが大変多くなりまして、これからの審議会に期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。段取りとしてはこれから事務局の方に仕切っていただく予定だったんですが、まずは先発して御挨拶いただいてありがとうございます。

それではいったん審議会としてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉会

○小篠会長 それでは、本日予定しておりました議事は終了しましたので、事務局に進行をお願いします。

○平舘課長補佐 会長ありがとうございます。

また、委員の皆様には、御出席いただいて、御審議いただきありがとうございました。

最後にお話も出ましたが、御報告事項になりますけれども、本日の審議会をもちまして小篠会長、岸本委員、秋山委員、松田委員、梶原委員が任期満了に伴い、退任されることになりました。小篠会長及び岸本委員におかれましては8年、松田委員におかれましては12年、秋山委員及び梶原委員におかれましては2年にわたり、当審議会での審議に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

今後も、北海道の景観及び屋外広告物行政の推進に御指導くださいますと幸いです

退任される委員を代表しまして、小篠会長から一言御挨拶をお願いします。

○小篠会長 はい、小篠でございます。

今御紹介ありましたように、委員を含めて8年させていただきました。12年ということで先輩の松田さんがいらっしゃるんですけども。2014年になりまして、当時は北大の坂井文先生が会長をやってらっしゃって、それで2年委員をしまして、それから会長と4期やらせていただいたということになりました。

最後のところが、コロナでほとんど開催できなかったということでちょっと残念ではありましたが、先ほども少し口々に挟みましたが、この中で一番大きかったのは景

観形成ビジョンの改定でした。かなり難儀いたしました。改定することができ、今日も話題になっておりましたけれど、いわゆる景観施策をどういうふうに進めていくかということ。景観の中の枠組みだけで考えているとできないので、それを他の関連する施策、あるいは組織と連携を図りながらやっていく必要があるんだろう。それをやるために、ビジョンの1番目のところに関連部局との連携ということを描きました。それを実態として、道庁は幅広くいろんなことをやっていますけれど、いろいろお話を聞いたりとか、報告があればこちらからいろいろ御報告したりということ、事務局は大変なんですけれど、それをやっていた上で、そこで課題を見いだそうと。あるいは連携できるところは連携しよう、ということにしております。

今日もまた新しい課題が二つ出てきたわけですが、継続的にそういうことをやっていくということが確認されたわけでございます。今、松田委員から御報告があったように、北海道がかなり厳しい局面を迎えつつあるところだと思いますので、これからも景観審議会は続きますので、後に残られる委員の方々は意志を継いでやっていただければと強く思っております。ぜひ、私は委員を退任いたしますが、外から見させていただいて、支援できるところは支援していきたいと思っております。ありがとうございました。

○平舘課長補佐 会長ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。